⑶　事業計画の合理性

本件事業の構造形式等については、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の建設位置については、申請案である藤田地点案、下五木地点案及び上頭地地点案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、湛水面積及び水没戸数が３案中最も大きく、社会的影響が最も大きくなるものの、ダム建設地の地形・地質は３案中最も優れていること、堤体積が最も小さく事業費を最も低く抑えられること及び治水効果が最も優れていることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本流域では度々洪水による被害が発生していることから、本件事業の完成により、本流域における洪水による被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本流域の12市町村長で構成される川辺川ダム建設促進協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

３⑶で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められることから、起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、使用の範囲は、それ以外の範囲とされている。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別については、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地等を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県球磨郡相良村役場及び五木村役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

１　土地

熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田、字山手及び字荒瀬並びに大字四浦西字堂迫、字野原、字小平、字中ノ原、字椎葉道及び字横井地内

熊本県球磨郡五木村甲字野々脇、字小濱、字濱野、字北瀬目、字状越、字宮目木、字大平、字三方谷、字鶴地、字辻、字打揚、字下谷、字板木、字下手、字田口、字松本、字溝口、字九折瀬及び字鶴、丙字古金川、字金川、字清楽、字二俣、字銅山、字逆瀬川、字小八重、字池ノ鶴、字中島及び字土会平並びに乙字下小鶴、字久領、字大角、字扇野、字掛迫、字高野鶴、字高野及び字椎葉地内

２　漁業権

［一級河川球磨川水系川辺川］

下流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字九折瀬地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字鶴地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字椎場道地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字中ノ原地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川藤田谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内

右岸　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川瀬目谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川宮目木川（葛の八重谷川）］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字状越地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川逆瀬川（逆瀬川谷川）］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内

右岸　熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内

右岸　熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川三方谷川］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川左支川板木川（板木谷川）］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字板木地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字板木地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村甲字板木地内

右岸　熊本県球磨郡五木村甲字板木地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川五木小川］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内

右岸　熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村乙字椎葉地内

右岸　熊本県球磨郡五木村丙字土会平地内　まで

［一級河川球磨川水系川辺川右支川掛迫川（掛橋谷川）］

下流　左岸　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内

右岸　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内　から

上流　左岸　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内

右岸　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内　まで